

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 広島県

策定：令和 5 年 6 月 16 日

変更：令和 6 年 9 月 30 日

I 収益性向上対策

1 目的

中山間地域においては、人口減少が顕著であり、今後、担い手の減少や労働力不足が深刻化し、生産構造の弱体化とともに農地等の生産基盤を維持することが困難になるものと考えられる。また、増加する外食・中食等の加工・業務用の農水産物ニーズへの対応、国際競争力の激化に対応するためのグローバル化への対応により、競争力のある産地づくりが求められている。

このため「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に即し、品目を指定せず、それぞれの担い手や産地の戦略に基づいた生産振興に取り組むこととし、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業用施設や農業機械の導入を支援することにより、生産性の高い持続可能な農業の確立を図る。

2 基本方針

農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積の加速化や土地改良などの基盤整備を進めるとともに、大規模農業団地への企業誘致や新規就農者の育成、経営発展を目指す意欲ある担い手への支援などにより、地域農業をけん引する経営力の高い担い手の育成を図る。

品目ごとに、①新規就農者の確保、②企業参入の促進、③担い手への農地の集積、④担い手の経営力向上、⑤大規模農業団地の整備、水田の畑地化、⑥スマート農業の導入、⑦実需者ニーズへの対応を効果的に組み合わせて取り組む産地に対して、総合的に支援する。

また、実需者ニーズに応える農産物の生産体制や流通体制を構築し、販売戦略の実現に向けた取組により、生産拡大を目指す産地を支援する。

作物名	
野菜	経営発展を目指す担い手等の規模拡大や機械化等による省力化やハウス栽培の推進、スマート農業の導入等により生産性を向上させ、需要に対応した供給体制の構築を図る。また、省エネ機器の導入等による経営力の強化を図る。 実施にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定し、当該目標の達成が見込まれる取組を対象とする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①～⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 ④需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤農産物輸出の取組について （ア）直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 （イ）新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ⑥労働生産性の10%以上の向上 ⑦農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 （施設園芸エネルギー転換枠） ⑧省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ⑨燃油使用量の15%以上の低減 【目標設定の考え方】 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下、交付等要綱という。）及び関係通知に基づく。

作物名	
果樹	広島県水田農業振興方針により、ぶどう、いちじく、レモンを中心に水田からの転換による面積拡大を行うとともに、栽培管理の徹底による生産性の向上を図る。また、省エネ機器の導入による経営力の強化を図る。 実施にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定し、当該目標の達成が見込まれる取組を対象とする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①～⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。 なお、苗木の導入から結果樹に達するまでには相応の期間を必要とすることから、品目の特性等を勘案して、特に必要がある場合、目標年度を事業実施年度から起算して5年を最長とした年度の範囲で設定できることとする。 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 ④需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤農産物輸出の取組について （ア）直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 （イ）新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ⑥労働生産性の10%以上の向上 ⑦農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 （施設園芸エネルギー転換枠） ⑧省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ⑨燃油使用量の15%以上の低減 【目標設定の考え方】 交付等要綱及び関係通知に基づく。
花き	広島県水田農業振興方針により、キクを中心に既存産地の生産振興を進める。また、省エネ機器の導入等による経営力の強化を図る。 実施にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定し、当該目標の達成が見込まれる取組を対象とする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①～⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 ④需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤農産物輸出の取組について （ア）直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 （イ）新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ⑥労働生産性の10%以上の向上 ⑦農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 （施設園芸エネルギー転換枠） ⑧省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ⑨燃油使用量の15%以上の低減 【目標設定の考え方】 交付等要綱及び関係通知に基づく。

作物名	
水稲、麦、大豆	作物作付が行われている水田や良好な管理が行われている水田を中心に担い手に農地を集積し、経営規模の拡大や園芸品目の導入により経営の安定を図るとともに、県内需要や地場の需要に応じた生産を確保する。 実施にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定し、当該目標の達成が見込まれる取組を対象とする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①～⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 ④需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤農産物輸出の取組について （ア）直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 （イ）新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ⑥労働生産性の10%以上の向上 ⑦農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。 【目標設定の考え方】 交付等要綱及び関係通知に基づく。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導
産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県・市町が一体となって、推進・指導に当たるものとする。
- (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県又は市町に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。
また、産地パワーアップ計画に係る審査は、産地の範囲が市町域を超えない場合は、市町での実施後、県農林水産事務所（農林事業所）が、産地の範囲が市町の域を超える場合は、県農林水産局農業経営発展課が実施することとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

取組主体については、交付等要綱に定める者とする。

ただし、農業者が取組主体となる場合、認定農業者又は認定新規就農者であることとする。

また、果樹については「果樹産地構造改革計画」に定められた担い手を対象に含めることとする。

① 整備事業

対象作物	取組要件
地域振興品目	交付等要綱により実施する。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
地域振興品目	○ 交付等要綱により実施する。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
地域振興品目	交付等要綱により実施する。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

○ 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 整備事業

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設的能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨前年度の青色申告書（農業者の場合） など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

【共通】①申請者の規約（農業者の組織する団体の場合）、②機械の利用計画、③営農計画書、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ など

【農業機械等の購入の場合】①費用対効果分析、②経営面積等の拡大又は地域のモデルとなる農業機械等であることが分かる書類、③前年度の青色申告書（農業者の場合）

【中古機械の場合】①仕様（法定耐用年数満了までの年数、使用の実績（走行距離等）の条件を含む）、②価格の適正性を検証した書類

【資材購入の場合】①ほ場配置図（ハウスの場合）

(3) 全般

4（1）に定める取組主体の要件を満たしている又は取組年度内に満たすことが確実に見込まれることが分かる書類

2 請求時

【現場検査】

写真撮影等により実施

【確認書類】

(1) 整備事業

①出来高設計書、②入札関係書類、③契約書、④納品書・請求書、⑤領収書（支払い済みの場合）、⑥財産管理台帳など

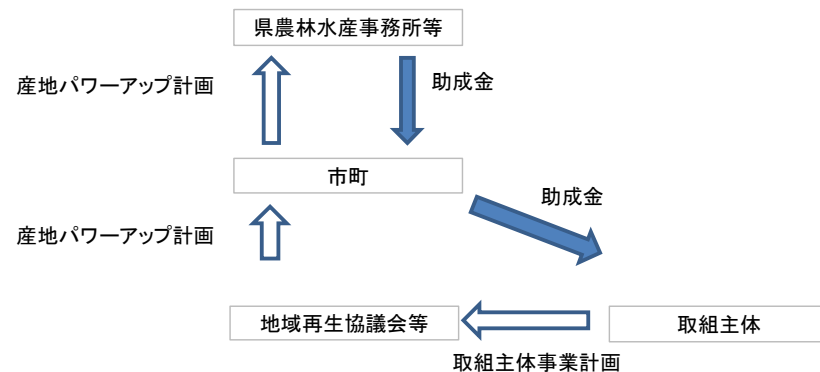
(2) 生産支援事業及び効果増進事業

①機械・資材の購入及びリース導入に係る入札関係書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書・請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦財産管理台帳 など

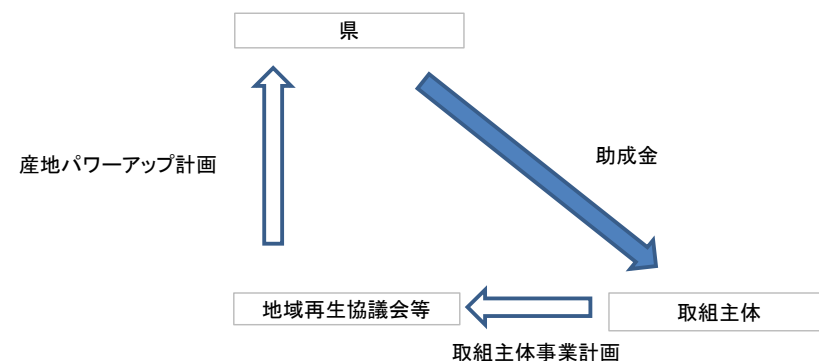
6 取組主体助成金の交付方法

産地の範囲が市町域を超えない場合、県は、市町を通じて取組主体に助成金を交付するものとする。産地の範囲が市町域を超える場合、県が取組主体に助成金を交付するものとする。

<産地の範囲が市町域を超えない場合>



<産地の範囲が市町域を超える場合>



7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は次の各条件を満たし、又は遵守するものとする。

- ・産地パワーアップ計画の目標年度に、取組目標の達成が確実と見込まれるものとする。
- ・事業実施にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- また、消費税等相当額を減額せずに申請を行い、その後においてその金額が確定した場合には、その金額を報告し、返還しなければならない。
- ・本事業により整備した施設・機械等を常に良好な状態で管理し、その設置目的に即してもっとも効率的な運用を図らなければならない。
- ・本事業により整備した施設・機械等を、県知事の承認を受けないで、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ただし、当該施設・機械等の処分制限年月日を経過した場合はこの限りでない。
- ・本事業にかかる助成金を受けた後に、交付等要綱に定める要件を満たさなくなった場合、速やかに産地の範囲が市町域を超えない場合は市町長を通じて、産地の範囲が市町域を超える場合は直接県知事に報告し、その指示に従って助成金を返納しなければならない。
- ・事業完了後は、本事業の事業実施状況報告及び事業評価を行わなければならない。

その他、交付等要綱に準ずる。

8 その他

交付等要綱等のほか、県が定める産地競争力強化事業実施要領に従って、事業に取り組むこと。
事業実施に必要な手続及び事業実施等の報告については、原則市町を経由すること。ただし、産地の範囲が市町域を超える場合は、この限りではない。
この方針は事業の実施等につき必要な事項が発生した場合には随時見直すこととする。

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

中山間地域においては、人口減少が顕著であり、今後、担い手の減少や労働力不足が深刻化し、生産構造の弱体化とともに農地等の生産基盤を維持することが困難になるものと考えられる。また、増加する外食・中食等の加工・業務用の農水産物ニーズへの対応、国際競争力の激化に対応するためのグローバル化への対応により、競争力のある産地づくりが求められている。

このため「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に即し、品目を指定せず、それぞれの担い手や産地の戦略に基づいた生産振興に取り組むこととし、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承しようとする産地に対して、円滑に継承するために必要な支援を総合的に実施することにより、生産性の高い持続可能な農業の確立を図る。

2 基本方針

作物名	
野菜 （施設野菜）	経営発展を目指す担い手等の規模拡大や機械化等による省力化やハウス栽培の推進、スマート農業の導入等により、生産性を向上させ、需要に対応した供給体制の構築を図る。 ○施設園芸品目の作付面積又は販売額の増加（維持） ・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備 ・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入 ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、それぞれの成果目標について以下の取組を優先的に支援 ・地域振興品目の生産開始 - それぞれの担い手や産地の戦略に基づいた品目の栽培開始に必要な内部設備の導入を推進 ・契約販売率の増加 - 周年的な契約販売を行い、安定的な収入を得るため、周年でハウス内環境を最適に保つための複合環境制御装置、スマート農業機械等の導入を推進
水稻、野菜、果樹 （生産技術の継承・普及に向けた取組のうち農業機械の安全取扱技術の向上支援）	○総作付面積の維持又は増加 ・トラクタが作業機を付けたまま公道走行できるようにするために、大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学による研修会を開催及びトラクタ持ち込みによる免許試験機会を提供 ○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、それぞれの成果目標について以下の取組を優先的に支援 ・生産コストの低減 - 作業機を着脱せずにほ場間を移動することによる生産コストの低減のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催を支援 ・労働生産性の向上 - 作業機を着脱せずにほ場間を移動することによる労働生産性の向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催を支援

野菜、果樹、水稻 (生産装置の継承)	○施設園芸品目の作付面積又は販売額を増加（維持）するための、以下の取組を支援 ・後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理 ・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組 ・再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組 ○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援 ・重点品目の生産開始のため、既存ハウスにおける栽培品目の転換の推進 ・契約販売率を増やすため、安定した周年栽培への転換の推進 ・農業機械の再整備・改良
野菜、果樹、水稻 (生産技術の継承)	○施設園芸品目の作付面積又は販売額を増加（維持）するための、以下の取組を支援 ・栽培管理、労務管理等の実証 ・技術継承、普及のための研修等による人材育成 ○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援 ・労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほの設置 ・生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県・市町が一体となって、推進・指導に当たるものとする。 (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である市町に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 また、産地パワーアップ計画に係る審査は、市町での実施後、県農林水産事務所（農林事業所）が実施することとする。
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜	○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下、交付等要綱という。）の別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 原則として、次のとおりとするほか、交付等要綱の別記2別紙2に定めるとおりとする。 ・事業の規模等は、既存ハウスと概ね同等のハウス面積の確保に必要なものに限るものとする。 ・機械・設備等のリース・導入にあたっては、過剰投資とならないように能力等を決定すること。 ・事業費については、見積もり合わせなどにより、適正な現地実効価格とする。
果樹	
花き	

② 果樹園の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹	○取組要件 交付等要綱の別記２別紙２の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 果樹の改植を行う場合の対象品目・品種 レモンは、リスボン、ビラフランカ又はアレンユーレカを対象品種とする。 （栽培面積において全国シェアが一定割合以上あり、かつ広島県において一定割合以上を占める主要品種である。 これらは、ハウス栽培や低温貯蔵により1年を通した供給体制を整えており、全国的にも競争力のある品種である。 また、広島県産レモンは2008年に「広島レモン」で地域団体商標を取得し、生産を振興しているため。） なしは、幸水又は豊水を対象品種とする。 （広島県内でこれまでに広く普及し生産されている品種であり、中国地方の中でも広島県の栽培面積が最大である。 このため、引き続き一定の需要が見込まれ競争力がある品種である。） ぶどうは、ピオーネ、マスカット・ベリーA、シャインマスカット又はデラウェアを対象品種とする。 （広島県内で生産されるぶどうの中で栽培面積が広く、ぶどう生産の主力品種である。 また、一定のシェアがあり、引き続き需要が見込まれる。）

（注）果樹等の改植等を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
野菜	○取組要件 交付等要綱の別記２別紙２の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 原則として、次のとおりとするほか、交付等要綱の別記２別紙２に定めるとおりとする。 ・事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものとする。 ・機械・設備等のリース・導入にあたっては、過剰投資とならないように能力、台数を決定すること。 ・事業費については、見積もり合わせなどにより、適正な現地実効価格とする。
果樹	
花き	
水稻、麦、大豆	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
野菜	○取組要件 交付等要綱の別記２別紙２の要件等を満たす取組を事業対象とする。 また、取組主体は別記２別紙２の要件を満たす者とし、都道府県は取組主体に対して助言を行うものとする。
果樹	
花き	
水稻、麦、大豆	

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稲、野菜、果樹	○取組要件 交付等要綱の別記２別紙２の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等を開催する。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等も行うことができるものとする。 本取組に必要な農業機械はトラクター、けん引式作業機等とする。

（２）整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

○ 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

（１）整備事業

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨前年度の青色申告書（農業者の場合） など

（２）基金事業

〔共通〕①申請者の規約（農業者の組織する団体の場合）、②機械の利用計画、③営農計画書、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ など

〔農業機械等の購入の場合〕①費用対効果分析、②経営面積等の拡大又は地域のモデルとなる農業機械等であることが分かる書類、③前年度の青色申告書（農業者の場合）

〔中古機械の場合〕①仕様（法定耐用年数満了までの年数、使用の実績（走行距離等）の条件を含む）、②価格の適正性を検証した書類

〔資材購入の場合〕①ほ場配置図（ハウスの場合）

〔改植の場合〕①改植実施園の位置図

（３）全般

4（１）に定める取組主体の要件を満たしている又は取組年度内に満たすことが確実に見込まれることが分かる書類

2 請求時

【現場検査】

写真撮影等により実施

【確認書類】

（１）整備事業

①出来高設計書、②入札関係書類、③契約書、④納品書・請求書、⑤領収書（支払い済みの場合）、⑥財産管理台帳など

（２）基金事業

①機械・資材の購入及びリース導入に係る入札関係書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書・請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦財産管理台帳 など

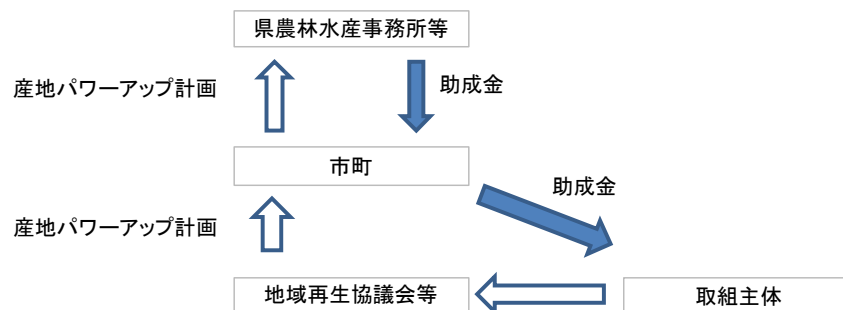
6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

次の①、②の合計ポイントの高い順にから優先順位を付ける。
なお、同点の場合は、産地の成果目標の高い計画を上位とする。

区分	ポイント	
①産地の成果目標 (必須項目)	・ 総販売額又は総作付面積の増加率	現状維持の場合 1 ポイント 増加率 5 %につき 2 ポイント ただし、上限は10ポイント
②取組主体の成果目標 (選択項目)	・ 輸向向けの生産開始 ・ 輸出額の増加	生産開始の場合 3 ポイント 増加率 5 %につき 2 ポイント ただし、上限は10ポイント
	・ 交付等要綱の共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始	準重点品目 3 ポイント 重点品目 5 ポイント
	・ 生産コストの低減	低減率 5 %につき 2 ポイント ただし、上限は10ポイント
	・ 労働生産性の向上	向上率 5 %につき 2 ポイント ただし、上限は10ポイント
	・ 契約販売率の増加	増加率 5 %につき 2 ポイント ただし、上限は10ポイント

7 取組主体助成金の交付方法

県は、市町を通じて取組主体に助成金を交付するものとする。



8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は次の各条件を満たし、又は遵守するものとする。

- ・産地パワーアップ計画の目標年度に、取組目標の達成が確実と見込まれるものとする。
- ・事業実施にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ・また、消費税等相当額を減額せずに申請を行い、その後においてその金額が確定した場合には、その金額を報告し、返還しなければならない。
- ・本事業により整備した施設・機械等を常に良好な状態で管理し、その設置目的に即してもっとも効率的な運用を図らなければならない。
- ・本事業により整備した施設・機械等を、県知事の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ・ただし、当該施設・機械等の処分制限年月日を経過した場合はこの限りでない。
- ・本事業にかかる助成金を受けた後に、交付等要綱に定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに市町長を通じて県知事に報告し、その指示に従って助成金を返納しなければならない。
- ・事業完了後は、本事業の事業実施状況報告及び事業評価を行わなければならない。

その他、交付等要綱に準ずる。

9 その他

交付等要綱等のほか、県が定める産地競争力強化事業実施要領に従って、事業に取り組むこと。
事業実施に必要な手続及び事業実施等の報告については、原則市町を経由すること。
この方針は事業の実施等につき必要な事項が発生した場合には随時見直すものとする。